

生食発 0627 第 2 号
令和元年 6 月 27 日

各 検疫所長 殿

大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第 45 号）が本日告示され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正された。

改正の概要等については、下記のとおりであるので、関係者への周知を行うとともに、その運用に遺漏がないよう取り計らわれたい。

記

第 1 改正の概要

- 1 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準告示に規定する、農薬ジフェノコナゾール、農薬スピロトラマト、農薬テトラコナゾール、農薬トリホリン、農薬及び動物用医薬品フェニトロチオン、農薬フルトリアホール並びに農薬フルピリミンについて、食品中の残留基準値を設定したこと（別紙参照）。
- 2 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、食品に残留する農薬等の成分である物質の試験法におけるカカオ豆の検体部位を改正したこと。
- 3 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、次亜臭素酸水の成分規格を改正したこと。

第 2 適用期日

告示の日から適用すること。ただし、下表の農薬等ごとに掲げる食品の残留基準値については、告示の日から起算して 6 月を経過する日までの間は、なお従前の例によること。

農薬等	食品
ジフェノコナゾール	しいたけ及びその他のきのこ類
スピロテトラマト	パパイヤ及び綿実
テトラコナゾール	その他の穀類、てんさい、アーティチョーク、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、しろわり、すいか、メロン類果実、まくわり、えだまめ、その他の野菜、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、おうとう（チェリーを含む。）、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、なつめやし、その他の果実、その他のスパイス、その他のハーブ、鶏の卵及びその他の家きんの卵
フェニトロチオン	小麦、とうもろこし、大豆、らっかせい、さといも類（やつがしらを含む。）、やまいも（長いもをいう。）、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）、その他のきく科野菜、たまねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、ピーマン、その他のなす科野菜、しろわり、すいか、メロン類果実、まくわり、そののうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、みかん、マルメロ、びわ、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶及びその他のハーブ
フルトリアホール	小麦及びびわ

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
- (2) 今回残留基準値を設定するジフェノコナゾールとは、農産物にあつてはジフェノコナゾールのみとし、畜産物にあつてはジフェノコナゾール及び代謝物D【1-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)エタノール】をジフェノコナゾールに換算したものの和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (3) 今回残留基準値を設定するスピロテトラマトとは、スピロテトラマト及び代謝物M1【シス-3-(2,5-ジメチルフェニル)-4-ヒドロキシ-8-メトキシ-1-アザスピロ[4.5]デカ-3-エン-2-オン】をスピロテトラマトに換算したものの和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (4) 今回残留基準値を設定するテトラコナゾールとは、テトラコナゾールのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (5) 今回残留基準値を設定するトリホリンとは、農産物にあつてはトリホリンのみとし、畜産物にあつてはトリホリン及び酸性条件下で抱水クロラルに変換される代謝物をトリホリンに換算したものの和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (6) 今回残留基準値を設定するフェニトロチオンとは、フェニトロチオンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (7) 「茶（不発酵茶に限る。）」及び「茶（不発酵茶を除く。）」に設定されているフェニトロチオンの残留基準値については、これらを統合し、「茶」として残留基準値を設定する。
- (8) 「その他のスパイス（種子、果実、根及び根茎を除く。）」に設定されているフェニトロチオンの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除し、「その他のスパイス」として残留基準値を設定する。
- (9) 「乾燥させたその他のスパイス（果実に限る。）」、「乾燥させたその他のスパイス（種子に限る。）」及び「乾燥させたその他のスパイス（根又は根茎に限る。）」に設定されているフェニトロチオンの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除する。なお、「乾燥させたその他のスパイス（果実に限る。）」、「乾燥させたその他のスパイス（種子に限る。）」及び「乾燥させたその他のスパイス（根又は根茎に限る。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のスパイス」の残留基準値への適・不適を確認する。
- (10) 「魚介類（さけ目魚類に限る。）」、「魚介類（うなぎ目魚類に限る。）」、「魚介類（すずき目魚類に限る。）」、「魚介類（その他の魚類に限る。）」、「魚介類（貝類に限る。）」、「魚介類（甲殻類に限る。）」及び「その他の魚介類」

に設定されているフェニトロチオンの残留基準値については、これらを統合し、「魚介類」として残留基準値を設定する。

- (11) 「小麦粉（全粒粉に限る。）」、「小麦粉（全粒粉を除く。）」及び「小麦ふすま」に設定されているフェニトロチオンの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除する。なお、「小麦粉（全粒粉に限る。）」、「小麦粉（全粒粉を除く。）」及び「小麦ふすま」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の残留基準値への適・不適を確認する。
- (12) 今回残留基準値を設定するフルトリアホールとは、フルトリアホールのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (13) 「とうがらし（乾燥させたもの）」に設定されているフルトリアホールの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除する。なお、「とうがらし（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。
- (14) 今回残留基準値を設定するフルピリミンとは、フルピリミンのみとする。

2 添加物関係

- (1) 今回、次亜臭素酸水の成分規格のうち定義が改正され、臭化水素及び次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸カリウム若しくは次亜塩素酸カルシウムの水溶液を混合することによる製造方法が追加された。当該製造方法により次亜臭素酸水を製造する際は、定期的なpHの測定、総ハロゲン濃度及び臭素濃度の測定、次亜塩素酸塩量の調整といった工程管理及びモニタリングを適切に行うことにより、反応原料となる臭化水素、次亜塩素酸カリウム及び同カルシウムが残留しないように留意すること。
- (2) 次亜臭素酸水の使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。

3 その他

法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬フルピリミンに係る新規農薬登録並びに農薬ジフェノコナゾール、農薬スピロテトラマト、農薬テトラコナゾール、農薬トリホリン並びに農薬及び動物用医薬品フェニトロチオンに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。

別紙

農薬ジフェノコナゾール（殺菌剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
米（玄米をいう。）	0.2	0.2
小麦	0.1	0.1
大麦	0.1	0.1
とうもろこし	0.01	
大豆	0.1	0.1
小豆類	○ 0.05	
えんどう	○ 0.2	
そら豆	○ 0.05	
らっかせい	0.01	0.01
その他の豆類	○ 0.2	
ばれいしょ	○ 0.2	0.1
てんさい	0.3	0.3
西洋わさび	0.4	0.4
キャベツ	2	2
芽キャベツ	2	2
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	2	2
サルシフィー	0.4	0.4
アーティチョーク	○ 2	
チコリ	0.08	0.08
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	2	2
その他のきく科野菜	0.6	0.6
たまねぎ	0.2	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	6	6
にんにく	0.2	0.2
アスパラガス	○ 0.5	0.03
その他のゆり科野菜	9	9
にんじん	0.2	0.2
パセリ	25	25
セロリ	10	10
その他のせり科野菜	0.5	0.5
トマト	0.6	0.6
ピーマン	2	2
なす	0.6	0.6
その他のなす科野菜	1	1

農薬ジフェノコナゾール（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.7	0.7
すいか	0.1	0.1
メロン類果実	0.05	0.05
オクラ	0.6	0.6
しょうが	0.05	0.05
未成熟えんどう	0.7	0.7
未成熟いんげん	0.7	0.7
しいたけ	●	0.6
その他のきのこ類	●	0.6
その他の野菜	0.7	0.7
なつみかんの果実全体	0.6	0.6
レモン	0.6	0.6
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.6	0.6
グレープフルーツ	0.6	0.6
ライム	0.6	0.6
その他のかんきつ類果実	0.6	0.6
りんご	0.8	0.8
日本なし	0.8	0.8
西洋なし	0.8	0.8
マルメロ	0.8	0.8
びわ	0.2	0.2
もも	0.2	0.2
ネクタリン	0.7	0.7
あんず（アプリコットを含む。）	1	1
すもも（プルーンを含む。）	0.3	0.3
うめ	3	3
おうとう（チェリーを含む。）	3	3
いちご	2	2
ブルーベリー	4	4
ぶどう	4	4
かき	0.7	0.7
バナナ	0.1	0.1
パパイヤ	0.2	0.2
アボカド	0.6	0.6
マンゴー	0.07	0.07
パッションフルーツ	0.05	0.05

農薬ジフェノコナゾール（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の果実	2	2
ひまわりの種子	0.02	0.02
ごまの種子	0.1	0.1
なたね	0.2	0.2
その他のオイルシード	0.1	0.1
ぎんなん	0.03	0.03
くり	0.03	0.03
ペカン	0.03	0.03
アーモンド	0.03	0.03
くるみ	0.03	0.03
その他のナッツ類	0.03	0.03
茶	15	15
コーヒー豆	0.01	
その他のスパイス	0.6	0.6
その他のハーブ	35	35
牛の筋肉	0.2	0.2
豚の筋肉	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2
牛の脂肪	0.2	0.2
豚の脂肪	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2
牛の肝臓	2	2
豚の肝臓	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2	2
牛の腎臓	2	2
豚の腎臓	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2	2
牛の食用部分	2	2
豚の食用部分	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2	2
乳	0.02	0.02
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01

農薬ジフェノコナゾール（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.03	0.03
その他の家きんの卵	0.03	0.03
とうがらし（乾燥させたもの）	5	

農薬スピロテトラマト（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
とうもろこし	2	2
大豆	5	5
小豆類	3	3
えんどう	3	3
そら豆	3	3
その他の豆類	3	3
ばれいしょ	1	1
さといも類（やつがしらを含む。）	0.6	0.6
かんしょ	0.6	0.6
やまいも（長いものをいう。）	0.6	0.6
その他のいも類	0.6	0.6
てんさい	○ 0.1	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○ 0.05	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	7	7
かぶ類の根	○ 0.05	
かぶ類の葉	7	7
西洋わさび	○ 0.05	
クレソン	7	7
はくさい	7	7
キャベツ	7	7
芽キャベツ	1	1
ケール	7	7
こまつな	7	7
きょうな	7	7
チンゲンサイ	7	7
カリフラワー	7	7

農薬スピロテトラマト（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ブロッコリー	7	7
その他のあぶらな科野菜	7	7
サルシフィー	○ 0.05	
アーティチョーク	1	1
チコリ	7	7
エンダイブ	7	7
しゅんぎく	7	7
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 15	7
その他のきく科野菜	7	7
たまねぎ	0.8	0.8
ねぎ（リーキを含む。）	0.8	0.8
にんにく	0.8	0.8
にら	0.8	0.8
アスパラガス	1	1
その他のゆり科野菜	0.8	0.8
にんじん	○ 0.05	
パセリ	5	5
セロリ	5	5
その他のせり科野菜	5	5
トマト	3	3
ピーマン	10	10
なす	2	2
その他のなす科野菜	10	10
きゅうり（ガーキンを含む。）	2	2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	2	2
しろうり	0.2	0.2
すいか	0.1	0.1
メロン類果実	0.1	0.1
まくわうり	0.03	0.03
その他のうり科野菜	7	7
ほうれんそう	7	7
オクラ	1	1
しょうが	0.6	0.6
未成熟えんどう	3	3
未成熟いんげん	3	3
えだまめ	3	3
その他の野菜	7	7

農薬スピロテトラマト（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
みかん	0.4	0.4
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	○ 3	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 3	1
グレープフルーツ	○ 3	1
ライム	○ 3	1
その他のかんきつ類果実	○ 3	1
りんご	0.7	0.7
日本なし	0.7	0.7
西洋なし	0.7	0.7
マルメロ	0.7	0.7
びわ	0.7	0.7
もも	1	1
ネクタリン	3	3
あんず（アプリコットを含む。）	3	3
すもも（プルーンを含む。）	5	5
うめ	3	3
おうとう（チェリーを含む。）	○ 5	3
いちご	10	10
ブルーベリー	3	3
クランベリー	3	3
ハックルベリー	3	3
その他のベリー類果実	3	3
ぶどう	○ 5	2
かき	3	3
バナナ	4	4
パパイヤ	● 0.4	3
アボカド	0.6	0.6
パイナップル	0.3	0.3
グアバ	3	3
マンゴー	0.3	0.3
パッションフルーツ	3	3
その他の果実	15	15
綿実	● 0.7	1
ぎんなん	0.5	0.5
くり	0.5	0.5
ペカン	0.5	0.5
アーモンド	0.5	0.5
くるみ	0.5	0.5
その他のナッツ類	0.5	0.5

農薬スピロテトラマト（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
コーヒー豆	0.2	0.2
ホップ	15	15
その他のスパイス	○ 15	7
その他のハーブ	○ 15	7
牛の筋肉	○ 0.05	0.02
豚の筋肉	○ 0.05	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.05	0.02
牛の脂肪	○ 0.08	0.02
豚の脂肪	○ 0.08	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.08	0.02
牛の肝臓	○ 1	0.02
豚の肝臓	○ 1	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 1	0.02
牛の腎臓	○ 1	0.2
豚の腎臓	○ 1	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 1	0.2
牛の食用部分	○ 1	0.2
豚の食用部分	○ 1	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 1	0.2
乳	0.01	

農薬テトラコナゾール（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	0.05	0.05
大麦	○ 0.3	0.2
その他の穀類	●	0.1
大豆	○ 0.2	0.05
てんさい	● 0.2	0.5
アーティチョーク	●	0.2
トマト	● 0.7	1
ピーマン	● 0.3	1
なす	● 0.3	1
その他のなす科野菜	● 0.3	1

農薬テトラコナゾール（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	1	1
しろうり	●	0.2
すいか	●	0.2
メロン類果実	●	0.2
まくわうり	●	0.2
その他のうり科野菜	0.2	0.2
ほうれんそう	○ 2	
オクラ	○ 0.3	
えだまめ	●	0.05
その他の野菜	●	1
りんご	● 0.2	0.5
日本なし	● 0.3	0.5
西洋なし	● 0.3	0.5
マルメロ	●	0.5
びわ	●	0.5
もも	0.3	0.3
ネクタリン	●	0.2
あんず（アプリコットを含む。）	●	0.2
すもも（プルーンを含む。）	●	0.2
うめ	○ 2	0.2
おうとう（チェリーを含む。）	●	0.2
いちご	2	2
ラズベリー	●	2
ブラックベリー	●	2
ブルーベリー	● 0.3	2
クランベリー	●	2
ハックルベリー	●	2
その他のベリー類果実	● 0.3	2
ぶどう	● 0.2	0.5
かき	○ 0.5	
なつめやし	●	2
その他の果実	● 0.3	2
その他のオイルシード	○ 0.05	
茶	20	20
その他のスパイス	●	2
その他のハーブ	●	1

農薬テトラコナゾール（続き）

食品名	残留基準値※	
	（改正後） ppm	（改正前） ppm
牛の筋肉	○ 0.01	0.0003
豚の筋肉	○ 0.01	0.0003
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.01	0.0003
牛の脂肪	○ 0.04	0.0003
豚の脂肪	○ 0.04	0.0003
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.04	0.0003
牛の肝臓	○ 0.5	0.0003
豚の肝臓	○ 0.5	0.0003
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.5	0.0003
牛の腎臓	○ 0.02	0.0003
豚の腎臓	○ 0.02	0.0003
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	0.0003
牛の食用部分	○ 0.5	0.0003
豚の食用部分	○ 0.5	0.0003
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.5	0.0003
乳	○ 0.01	0.0003
鶏の筋肉	○ 0.02	0.0003
その他の家きんの筋肉	○ 0.02	0.0003
鶏の脂肪	○ 0.06	0.004
その他の家きんの脂肪	○ 0.06	0.004
鶏の肝臓	0.03	0.03
その他の家きんの肝臓	0.03	0.03
鶏の腎臓	○ 0.02	0.002
その他の家きんの腎臓	○ 0.02	0.002
鶏の食用部分	○ 0.03	0.002
その他の家きんの食用部分	○ 0.03	0.002
鶏の卵	● 0.02	0.03
その他の家きんの卵	● 0.02	0.03
魚介類（さけ目魚類に限る。）	○	0.0003
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	○	0.0003
魚介類（すずき目魚類に限る。）	○	0.0003
魚介類（その他の魚類に限る。）	○	0.0003
魚介類（貝類に限る。）	○	0.0003
魚介類（甲殻類に限る。）	○	0.0003
その他の魚介類	○	0.0003
はちみつ	○	0.0003

農薬トリホリン（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
その他のきく科野菜	0.5	0.5
ねぎ（リーキを含む。）	5	5
トマト	2	2
ピーマン	3	3
なす	1	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
メロン類果実	0.02	0.02
未成熟えんどう	1	1
もも	1	1
いちご	2	2
ブルーベリー	0.03	0.03
ハックルベリー	0.03	0.03
かき	0.7	0.7
その他のハーブ	○ 25	
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.01	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
牛の肝臓	0.01	0.01
豚の肝臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01
牛の腎臓	0.01	0.01
豚の腎臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01
牛の食用部分	0.01	0.01
豚の食用部分	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01
乳	0.01	0.01

農薬及び動物用医薬品フェニトロチオン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米（玄米をいう。）	0.2	0.2
小麦	● 1	10
大麦	○ 6	5.0
ライ麦	○ 6	1.0
とうもろこし	● 0.2	1.0
そば	○ 6	1.0
その他の穀類	○ 6	1.0
大豆	● 0.05	0.2
小豆類	○ 0.3	0.2
えんどう	○ 0.3	0.2
そら豆	0.2	0.2
らっかせい	● 0.05	0.2
その他の豆類	○ 0.3	0.2
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	●	0.05
かんしょ	0.05	0.05
やまいも（長いものをいう。）	●	0.05
こんにやくいも	● 0.02	0.05
その他のいも類	●	0.05
てんさい	●	0.5
さとうきび	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	●	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	●	0.5
かぶ類の根	●	0.5
かぶ類の葉	●	0.5
西洋わさび	● 0.1	0.5
クレソン	●	0.5
はくさい	●	0.5
キャベツ	●	0.5
芽キャベツ	●	0.5
ケール	●	0.5
こまつな	●	0.5
きょうな	●	0.5
チンゲンサイ	●	0.5
カリフラワー	●	0.1
ブロッコリー	●	0.5
その他のあぶらな科野菜	●	0.5

農薬及び動物用医薬品フェニトロチオン（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ごぼう	● 0.03	0.05
サルシフィー	●	0.5
アーティチョーク	●	0.5
チコリ	●	0.5
エンダイブ	●	0.5
しゅんぎく	●	0.2
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	●	0.2
その他のきく科野菜	● 0.1	0.2
たまねぎ	● 0.05	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	○ 0.3	0.2
にんにく	●	0.2
にら	●	0.2
アスパラガス	●	0.2
わけぎ	●	0.2
その他のゆり科野菜	● 0.1	0.2
にんじん	●	0.2
パースニップ	●	0.2
セロリ	●	0.2
みつば	●	0.2
その他のせり科野菜	● 0.1	0.2
トマト	○ 0.7	0.2
ピーマン	●	0.2
なす	○ 0.5	0.2
その他のなす科野菜	●	0.1
きゅうり（ガーキンを含む。）	○ 0.3	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.2	0.2
しろうり	● 0.1	0.2
すいか	● 0.01	0.2
メロン類果実	● 0.02	0.05
まくわうり	●	0.2
その他のうり科野菜	●	0.2
ほうれんそう	● 0.1	0.2
たけのこ	●	0.2
オクラ	●	0.5
しょうが	● 0.1	0.5
未成熟えんどう	● 0.3	0.5
未成熟いんげん	● 0.05	0.5
えだまめ	0.5	0.5

農薬及び動物用医薬品フェニトロチオン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
マッシュルーム	●	0.5
しいたけ	● 0.02	0.05
その他のきのこ類	●	0.5
その他の野菜	○ 0.5	0.2
みかん	● 0.05	0.2
なつみかんの果実全体	○ 3	2.0
レモン	○ 10	2.0
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 10	2.0
グレープフルーツ	○ 10	2.0
ライム	○ 10	2.0
その他のかんきつ類果実	○ 10	2.0
りんご	○ 0.5	0.2
日本なし	○ 0.3	0.2
西洋なし	○ 0.3	0.2
マルメロ	●	0.8
びわ	●	0.2
もも	0.2	0.2
ネクタリン	● 0.05	0.8
あんず（アプリコットを含む。）	● 0.05	0.8
すもも（プルーンを含む。）	● 0.02	0.8
うめ	0.2	0.2
おうとう（チェリーを含む。）	○ 0.3	0.2
いちご	○ 5	0.2
ラズベリー	●	0.8
ブラックベリー	●	0.8
ブルーベリー	●	0.8
クランベリー	●	0.8
ハuckleベリー	●	0.8
その他のベリー類果実	●	0.8
ぶどう	0.2	0.2
かき	○ 0.8	0.2
バナナ	●	0.2
キウイ	●	0.8
パパイヤ	●	1
アボカド	●	0.8
パイナップル	●	0.05
グアバ	●	0.8
マンゴー	●	0.8
パッションフルーツ	●	0.8
なつめやし	●	1

農薬及び動物用医薬品フェニトロチオン（続き）

食品名	残留基準値※	
	（改正後） ppm	（改正前） ppm
その他の果実	○ 1	0.2
ごまの種子	○ 7	
その他のオイルシード	○ 7	
ぎんなん	● 0.05	0.1
くり	● 0.03	0.2
ペカン	●	0.1
アーモンド	●	0.1
くるみ	● 0.05	0.1
その他のナッツ類	●	0.1
茶（不発酵茶に限る。）		0.2
茶（不発酵茶を除く。）		0.2
茶	● 0.1	
カカオ豆		0.1
その他のスパイス（種子、果実、根及び根茎を除く。）		2
その他のスパイス	○ 25	
その他のハーブ	● 0.1	0.5
牛の筋肉	○ 0.05	0.01
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分	0.05	0.05
豚の食用部分	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05
乳	○ 0.01	0.002
鶏の筋肉	○ 0.05	0.01
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	○ 0.4	0.05
その他の家きんの脂肪	○ 0.4	0.05
鶏の肝臓	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05

農薬及び動物用医薬品フェニトロチオン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05
鶏の卵	○ 0.05	0.01
その他の家きんの卵	○ 0.05	0.01
魚介類	○ 0.3	
魚介類（さけ目魚類に限る。）		0.002
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）		0.002
魚介類（すずき目魚類に限る。）		0.002
魚介類（その他の魚類に限る。）		0.002
魚介類（貝類に限る。）		0.002
魚介類（甲殻類に限る。）		0.002
その他の魚介類		0.002
はちみつ	○	0.002
小麦粉（全粒粉に限る。）		5
小麦粉（全粒粉を除く。）		1.0
小麦ふすま		20
乾燥させたその他のスパイス（果実に限る。）		1
乾燥させたその他のスパイス（種子に限る。）		7
乾燥させたその他のスパイス（根又は根茎に限る。）		0.1

農薬フルトリアホール（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
小麦	● 0.2	0.5
大麦	0.2	0.2
とうもろこし	0.01	
大豆	0.4	0.4
らっかせい	0.2	0.2
てんさい	○ 0.02	
キャベツ	○ 2	
カリフラワー	○ 2	
ブロッコリー	○ 2	
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 2	
セロリ	○ 3	
トマト	○ 0.8	0.3
ピーマン	1	1
その他のなす科野菜	○ 1	

農薬フルトリアホール（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
きゅうり（ガーキンを含む。）	○ 0.3	
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	○ 0.3	
しろうり	○ 0.3	
その他のうり科野菜	○ 0.3	
りんご	○ 0.4	0.3
日本なし	○ 0.4	0.3
西洋なし	○ 0.4	0.3
マルメロ	○ 0.4	0.3
びわ	●	0.3
ネクタリン	○ 0.6	
あんず（アプリコットを含む。）	○ 0.6	
すもも（プルーンを含む。）	○ 0.4	
うめ	○ 0.6	
おうとう（チェリーを含む。）	○ 2	
いちご	○ 2	
ぶどう	○ 2	1
バナナ	0.3	0.3
綿実	○ 0.5	
なたね	○ 0.5	0.2
コーヒー豆	0.2	0.2
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.5	0.5
豚の肝臓	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.5
牛の腎臓	0.5	0.5
豚の腎臓	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5	0.5
牛の食用部分	0.5	0.5
豚の食用部分	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5	0.5
乳	0.05	0.05
鶏の筋肉	0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05

農薬フルトリアホール（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05
鶏の卵	0.05	0.05
その他の家きんの卵	0.05	0.05
とうがらし（乾燥させたもの）		10

農薬フルピリミン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米（玄米をいう。）	○ 0.7	
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	
牛の脂肪	0.01	
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	0.01	
豚の肝臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	
牛の腎臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分	0.01	
豚の食用部分	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	
乳	0.01	
鶏の筋肉	○ 0.03	
その他の家きんの筋肉	○ 0.03	
鶏の脂肪	○ 0.04	
その他の家きんの脂肪	○ 0.04	
鶏の肝臓	○ 0.1	
その他の家きんの肝臓	○ 0.1	

農薬フルピリミン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の腎臓	○ 0.1	
その他の家きんの腎臓	○ 0.1	
鶏の食用部分	○ 0.1	
その他の家きんの食用部分	○ 0.1	
鶏の卵	○ 0.04	
その他の家きんの卵	○ 0.04	
魚介類	○ 0.02	

脚注

※○：令和元年6月27日適用（規制緩和の品目）

●：令和元年12月27日適用（規制強化の品目）

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。